

条 例

議会の議決を経た「千曲市特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例及び千曲市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年12月26日

千曲市長 小川 修一

千曲市条例第38号

千曲市特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例及び千曲市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(千曲市特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 千曲市特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（平成15年千曲市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、同項後段中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第5条を次のように改める。

(その他の交通費)

第5条 自動車を使用した場合のその他の交通費は、1キロメートル当たり37円の定額を支給する。ただし、陸路旅行において交通機関を利用する場合又は公務上やむを得ない事情により、定額の支給では旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費)

第6条 別表に掲げる職員の宿泊手当及び宿泊費は、千曲市職員の旅費の支給に関する規則（平成15年千曲市規則第30号。以下「規則」という。）で定める額とする。

2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、実費額により支給する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	宿泊手当 (1夜につき)	宿泊費 (1夜につき)
市長	規則で定める額	規則で定める額

副市長		
教育長		
議会議員		
教育委員会委員		
選挙管理委員会委員		
公平委員会委員		
監査委員		
農業委員会委員		
固定資産評価審査委員会委員		
専門委員		
特別職報酬等審議会委員		
総合計画審議会委員		
行政不服審査会の委員		
情報公開及び個人情報保護審査会の委員		
いじめ問題対策連絡協議会の委員		
いじめ問題調査対策委員会の委員		
いじめ問題再調査委員会の委員		
総合教育センター企画運営委員会委員		
社会教育委員		
公民館運営審議会委員		
スポーツ推進委員		
博物館協議会委員		
文化財保護審議会の委員		
伝統的建造物群保存地区保存審議会の委員		
文化財保存活用地域計画協議会の委員		
図書館協議会委員		
青少年問題協議会委員		
民生委員推薦会委員		

子ども・子育て会議委員		
差別撤廃人権擁護審議会委員		
人権ふれあいセンター運営委員会委員		
国民健康保険運営協議会委員		
予防接種健康被害調査委員会委員		
環境審議会委員		
産業振興審議会委員		
食料・農業・農村政策審議会委員		
都市計画審議会委員		
景観審議会委員		
交通安全対策会議委員		
防災会議委員		
国民保護協議会委員及び専門委員		
千曲市附属機関設置条例第2条に規定する附属機関の委員等		
消防団長（副団長）		
その他特別職の職員		

（千曲市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第2条 千曲市職員の旅費に関する条例（平成15年千曲市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「在勤事務所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」を「勤務部署（任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支

払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。)を締結したものをいう。

第3条第4項を削り、同条第5項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 第1項から第4項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、同条第5項中「車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）」を「その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する」に改め、同条第6項中「日当は、旅行中の日数に応じ、1日」を「宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜」に改め、同条第7項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「1夜当たりの定額」を「規則で定める1夜当たりの上限額を超えない範囲内の実費額」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 包括宿泊費は、第17条に規定する合計額により支給する。

第9条中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第11条第1項第3号中「第2号」を「前号」に改める。

第14条の見出しを「（その他の交通費）」に改め、同条第1項中「車賃の額」を「自動車を使用した場合のその他の交通費」に、「につき37円と」を「当たり37円の定額を支給」に改め、同項ただし書中「公務上の必要又は天災その他」を「陸路旅行において交通機関を利用する場合又は公務上」に、「車賃で」を「支給では」に改め、同条第2項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第15条を次のように改める。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は定額とし、金額は規則で定める。

2 宿泊手当は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

第16条の見出しを「(宿泊費)」に改め、同条第1項中「宿泊料の」を「宿泊費の上限」に改め、「の区分」を削り、「別表の定額」を「規則で定める額」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 宿泊費は、規則で定める特別の事情がある場合は、規則に規定する額を超えて支給することができる。

第17条を次のように改める。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条まで並びに前条の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費上限額の合計額とする。

第19条を削る。

第20条中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

第22条第2号中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第4号中「日当及び宿泊料」を「宿泊手当及び宿泊費」に改め、同条を第21条とする。

第23条中「日当を除き、千曲市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例」を「千曲市特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例」に、「定額」を「額」に改め、同条を第22条とし、第24条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第24条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くこ

とができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(千曲市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例による改正後の千曲市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行の日前にこの条例による改正前の千曲市職員の旅費に関する条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。